

## 第3回 行政手続部会 第2検討チーム 議事録

1. 日時：平成29年10月20日（金）10:00～10:23
2. 場所：合同庁舎第4号館4階共用第4特別会議室
3. 出席者：  
（委員）安念潤司（主査）、野坂美穂  
（専門委員）佐久間総一郎、堤香苗  
（政府）馬場内閣官房IT総合戦略室参事官、奥田内閣官房IT総合戦略室参事官  
（事務局）田和室長、窪田次長、石崎参事官、谷輪参事官

4. 議題：  
（開会）  
重点分野「調査・統計に対する協力」  
（閉会）

### 5. 議事概要：

○安念主査 おはようございます。

時間となりましたので、第3回「行政手続部会第2検討チーム」を開催いたします。

皆様には、お忙しい中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

田中専門委員は御欠席でございます。

それでは、早速議事に入ります。

本日は、重点分野のうち「調査・統計に対する協力」について議論を行います。

「調査・統計に対する協力」の重点分野においては、基本計画の策定対象となった「一般統計」、「基幹統計」及び経済団体から意見が挙げられた個別の統計を対象とした「見直しの方針」を各府省庁に示し、方針に基づき見直しを求めることを検討しております。

事前に事務局を通じて各省庁に見直しの方針に対する意見照会を行いました。意見の提出はありませんでした。

まず、事務局より資料の御説明をお願いいたします。

○石崎参事官 お手元の資料1「基本計画（調査・統計に対する協力）見直しの方針（案）」をごらんください。

「1. 共通事項」。（1）省庁ごとに統計調査の分野で2020年3月末までに行政手続コストを20%削減する必要があるため、以下の種類のいずれかに該当するように見直すとともに、統計調査ごとの目標や削減に向けた具体的なスケジュールを基本計画に記載すべき。

「①報告者数の縮減、調査項目の削減等を相当程度行うことにより、20%削減が可能となると考えられる類型」。具体例としては、厚生労働省の調査対象事業所を10万事業所から7万8,500事業所に縮減、あるいは全数調査から標本調査、サンプル調査へ移行した。

「②相当数の有効な削減方策の組み合わせにより、20%削減が可能となると考えられる類型」で、農林水産省、経済産業省の調査事項の限定、調査対象数の縮小、オンライン利用率向上、プレプリント、記入要領等の作成・改善、調査項目の定義の明確化。あるいは、厚生労働省の調査対象の集約（製造販売事業者のみ）、不要な調査票及び項目の廃止、記入要領の全面改訂、用語の定義の明確化、製造販売事業所については、全面オンライン化、こういった方策があります。（※）にありますけれども、包括的な取組のみを示しているのですけれども、個別の統計項目ごとに、まだ記載されていない3省庁、経済産業省、国土交通省、文部科学省については、上記の観点を踏まえて、個別項目ごとの記載を求める。

（2）として、この「オンライン化」というのは（※）の下にありますようにメール等は含みませんということで、オンライン化が未導入の統計調査については、「政府統計共同利用システム」を活用して、オンライン化を導入すべき。また、既にオンライン化を導入済みの統計調査も含め、オンライン回答率の現状分析とオンライン回答率向上の具体的な方策を設定した上で、オンライン回答率の目標を設定すべき。

（3）既に把握している事業者情報等について、プレプリントを原則とすべき。なお、これまでに実施したコスト計測結果について提出を求める。

2 ページ、「2. 個別事項（経済団体からの意見等への対応）」は、行政手続部会の本体のほうで事業者からヒアリングをしたところ、幾つかの意見が上がってまいりましたが、それへの対応であります。

「（1）基本計画の対象となっていない大規模統計調査の取扱い」であります。統計改革の対象については、平成29年3月末時点での方針では、経済センサス、工業統計調査、商業統計調査、毎月勤労統計調査については対象としておりませんでした。もう一つ、平成29年度に実施しない調査、法人土地・建物基本調査というのも6月末に求める基本計画では対象としておりませんでした。ただ、これにつきましては、今、基本計画の対象となる統計調査の年間件数の合計が228万件に対して、上記5統計だけで約1,500万件となるということなので、これについては基本計画の対象としたほうがよいのではないかと。ただ、統計改革の対象となりますから、一定の精緻化、その他負担の増えるところもあるので、それについての取り扱いということでもありますけれども、対応方針としては、上記5統計については基本計画の策定対象に追加する。その際、削減目標20%については、統計改革推進会議最終とりまとめに基づく基礎統計の拡充・改善の増加分はコスト削減の対象外のものとして取り扱う。すなわち、ベースラインからの2割削減ということでやっていただくということでもあります。初回のコスト計測は直近の統計調査において実施し、次回のコスト計測は拡充・改善後に実施する。なお、毎年実施しない統計については、調査周期に応じて、取組を行うこととする。

「（2）類似調査の集約・一本化（ワンスオンリー）」、同様の項目を求めているものとして、職種別民間給与実態調査（人事院）、民間給与実態統計調査（国税庁）、賃金構造基本統計調査（厚生労働省）については、関係省庁に検討を促し、回答を求めることと

したいということでもあります。

資料2を御覧いただきますと、これが各省に求める回答票であります。先ほどの資料1に基づきまして見直し方針への対応と、仮に見直しの方針に対応できない場合の理由を求めるといふことでもあります。

資料3は、先ほどの資料1の見直しの方針で言いますと2ページ目のところに対応します。個別事項の対応についてということ、左側には個別事項が記載されておりますが、対応の内容につきましては、まず、2(1)大規模統計調査につきましては、行政手続部会取りまとめ(平成29年3月29日)及びその際の作業方針に倣い対応するという事で、基本計画を求めるときも大体3カ月ほどの猶予をもって基本計画を策定していただいているということでもありますので、基本計画の対象手続一覧表及び基本計画への追加時期ということ、平成30年1月末までに基本計画を作成して、規制改革会議に提出をしていただくということと考えております。

2(2)類似調査の集約については、右欄にありますとおり、資料1、資料3に基づいて各省に作業していただいて、それについて必要に応じてヒアリングを各省からさせていただきたいと思っておりますが、それは来月の下旬を考えております。その際に、この2(2)についての検討結果の回答についても回答を求めて、議論をさせていただきたいと考えております。

私の説明は、以上であります。

○安念主査 どうもありがとうございました。

それでは、ディスカッションをしたいと思います。どなたからでも御発言ください。

○佐久間専門委員 ありがとうございました。

最後のワンスオンリーのところなのですが、私の理解は、当然このワンスオンリーというのは、政府側に出した情報は一旦出せば同じ情報を他で求められてもそれについては出さないで済むようにする、こういうことだと思うのです。そのときに、それを一番広く言えば、中央政府と地方政府をまとめるということだと思いますし、そうでなくても、中央政府内ということ、もしくは、少なくとも同じ省であれば、同じ省にいろいろな形で聞かれたものについて、共通するものについては1つだけ答えればよいという考え方かと思うのです。

そうすると、例えば、この統計調査で結構典型的な法人企業統計調査などは、要するに、その法人がどういう法人なのか、そこのバランスシートはどうなっているのかと、こういうものも出すわけですが、有価証券報告書、四半期報告書のほうは財務局、法人企業統計調査は財務省、要するに財務省に出しているのです、こういうときはどちらかを出していればそちらを見ろということ、もう答えないということが本来はワンスオンリーのはずなのです。

ですから、そういう観点でも、同じ統計の中でワンスオンリーだけではなくて、上場会社なりもちろん要件はありますが、有報はしっかり最も厳しい目で我々は見て出していま

すから、基本的にはここに書いてあるものについてはそっちから持ってこいと、こういうことをぜひ進めていただきたいので、その旨もうちょっと書いたほうがよろしいのではないかと思います。

以上です。

○安念主査 今、我々がやっていることの発展形ということになると思うのですが、今のお考えは、それ自体は全くそのとおりなのだけれども、どういう形で追記したらいいか、何かお考えはありますか。

○佐久間専門委員 ですから、ワンスオンリーというのは、必ずしもここで言っている対象統計の調査で出したもののワンスオンリーではなくて、制度的にその当局に出しているもので、有報というのはある意味では統計ではありませんけれども、そこに出ているもので共通するものであれば、それはもう出さないでいいということを検討してくれと。

○安念主査 石崎さん、どうだろうか。

○石崎参事官 統計局と私どもで相談した上で削減方策のメニューというのは出しているのですけれども、その中で行政記録情報の活用による代替可能性を検討するという中身がありますものですから、それに従ってまた各府省にやっていただく。そういう意味で、再度、佐久間専門委員から御指摘をいただいたところも含めて検討してもらおうということがあります。個別にどの統計がということがあれば、また教えていただければ、我々事務局からも関係省庁に特にその手続についてはそういう観点から見直すようにということをお願いしたいと思っております。

○安念主査 それでは、この際、今、御指摘いただいたことについてはブラックレターにしておいて、あなたたちは既にやると言っているのだからねというのを言うておいて、ますますやるつもりだからみたいなことを書いておきましょうか。

○佐久間専門委員 はい。

○安念主査 それでは、そういたしましょう。ありがとうございました。

他にはいかがでしょうか。

私から1ついいですか。大規模統計を今回対象に加えることになったのですけれども、それについての担当省庁の対応を来年1月までに求めるという話でしたね。できそうですか。

○石崎参事官 特段意見を頂いていないものですから、まずはそれでもってお願いすることかと思っております。まず、それでお願いして、その内容についてまた御議論いただくということかと思っております。

○安念主査 分かりました。ありがとうございます。

どうぞ。

○野坂委員 資料2、1(2)オンライン化についてですけれども、オンライン化を導入すべきというところで、ただ、統計調査の種類によってはオンライン化になじむものとなじまないものがあるということでしたので、オンライン化が事実上難しいというか、性質

によってはオンライン化できない統計調査の場合には、理由を明記するなどしたほうがいかなと思っただけすけれども、いかがでしょうか。実際はオンライン化ができるのにやらないのか、あるいはオンライン化が性質上なじまない統計調査の種類であるのかということをはっきりと区別させたほうが良いと思います。

○安念主査 こっちのほうで大体こういうものはオンライン化になじまないのではないかみたいなことを親切に書いてやるということですか。

○野坂委員 向こうにこれを提案ということですよ。

○安念主査 そうです。だから、オンライン化できませんということになれば、その統計については履行の可否というところでできませんと書いて、一番下に2ポツがあるから、どうしてできないのですかという理由を書いてくれということになっているのですが、もうちょっと強調したような書き方がいいですかね。

○野坂委員 そうだと思っております。

○安念主査 どんな書き方だといいでしょ。

○野坂委員 具体的には思い浮かばないのですけれども、すみません。

○安念主査 それでは、オンライン化が困難なものについては、その理由を明記されたいとか、そんなような注意書きにしておきますか。

○野坂委員 そのような明記があったほうがよろしいのではないかと提案ですので、あくまでもいかがでしょうかということで御意見を伺いたいと思います。

○安念主査 分かりました。

本来、やるのは絶対原則だからねということとは強調しておかないといけない話なのです。どうしようかな。技術的な書き方にもかかわることだから、私に預らせていただいているのですか。事務方と相談してみます。

○野坂委員 お願いいたします。

○安念主査 ありがとうございます。

ほかに何か御指摘いただくことはないでしょうか。

よろしいですか。

○堤専門委員 ありがとうございます。

ここに記すべき内容ではないかもしれないのですが、今、この見直しを、例えば、資料2の部分で言うと、調査対象事業所を10万から7万8,500事業所にという形で厚生労働省等から出ているのですが、何でこの数なのかなとか、別に5万でも2万でもいいのではないかな、何で7万8,500なのだろうかと、そんなことを考えておまして、中途半端だなというところがあるのですが、そもそも調査をする目的みたいなものがだんだん外れてきて調査手法であったり調査の数であったりということなので、もし記せればの話なのですが、調査の目的をいま一度鑑みた上で、適当なもしくは必要数のという、何か目的という部分をもう少し。今回、削減していくときに、私どものほうもまずは20%削減だと、削減をする目的がそもそも事業者の時間やコストを削減することで事業に本来のパワーを振り分けて

ほしいのですよということがあるわけではないですか。それが特に調査統計の場合は数字とか手法が前に出ていてというところを見ると、もしかしたらこれは10万事業所から7万8,500ではなく、5万事業所とか、場合によっては3万とか30%にしたとしても必要なものは出てくるのではないか。

同じような意味合いで、例えば、サンプル調査、標本調査にするときに、標本調査の調査対象をどのように捉まえて、数も含めて、例えば、数を減らして調査の回数はもしかするとふやすかもしれないという根本的な改革みたいな形を考えていただかないかという感じがしました。

なので、省庁から何も意見が出ないというのはそういうことなのかなと。やらなければいけないからやっているのだけれども何かみたいな感じが、ちょっとリプライのなさに感じました。

以上です。

○安念主査 ごもつともです。全体の方針として、当然のことながら、悉皆調査からサンプリングへ、サンプリングだとしてもそのサンプル数を減らせないかを検討することは、もともと大方針として言っていることですので、今後とも強調してまいりたいと思います。

ただ、堤さん御自身が今正に御指摘になったように、精度をおろそかにするということはできないわけだから、それとの見合いがあるので、そこは専門家の意見を聴取しながらやっていかなければならないところだろうと思いますので、今の大方針を忘れないように、とにかく全体の流れをコントロールしていかなければいかぬと思いました。ありがとうございます。何らかの形で、何かの機会にもう一回その基本精神に立ち戻りたいと思います。ありがとうございました。

どうぞ。

○佐久間専門委員 1点、ちょっと細かいことですが、この資料1の最後、類似調査の集約・一本化で、3つの調査がありますが、これはこの3つに限定をするという意味ではないですね。

○安念主査 これはもちろんおっしゃるとおりで、差し当たりこれはやりましょうと、それだけです。

○佐久間専門委員 そうですね。それが分かる「等」をつけるか、これは一つの例だというのが分からないといけないのではないかと。それだけです。

○安念主査 分かりました。これで終わるなどという意味では全然ありませんので、その点は何か注記をしておきましょうか。強力に進めるつもりだが、足元でとにかくこれだけはやりましょうということですね。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

それでは、幾つか御提案をいただきましたので、20分間のために雨の中を集まっていたいたのは申しわけなかったのだけれども、資料1の「見直しの方針」を決定して、資料2、3に基づいて各府省庁へ各統計調査への対応を求めてまいりたいと思います。ただ、

今、幾つか御提案をいただきましたので、それについては技術的な検討を事務局としてみたいと思いますので、修文についてはお任せいただいでよろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○安念主査 それでは、そのような進め方で行いたいと思います。ありがとうございました。

それでは、今、申しましたように、御提案を含んだ意味で「見直しの方針」を決定したいと思います。

資料2に基づく各府省庁の対応の結果は、11月下旬にこの場で報告を求め、対応が不十分と思われるものについては、各府省庁に対しヒアリングをしたいと思います。

資料3の大規模統計調査については、先ほど石崎参事官から御紹介がありましたように、各省庁に基本計画を来年1月末をめどに作成、提出していただく考えであります。

また、類似統計の一本化について、関係3省庁でよく協議して、その検討結果の回答を11月下旬にこの場で報告を求めることといたしたいと存じますが、もちろん佐久間委員御指摘のように、何もワンスオンリーはこれでやるということではなくて、この非常に大規模な、各省庁にまたがっていて、しかも調査項目が重複しているものについては、とりあえずやるというだけのことでございますので、その旨は強調しておきたいと思います。

本日の議題は以上でございます。

最後に、事務局から何かありますか。

○石崎参事官 次回の会議日程は、後日、事務局から連絡させていただきます。

○安念主査 それでは、これで会議を終了いたします。どうもありがとうございました。